

関原発第422号
2019年12月19日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

大飯発電所第2号機 化学体積制御設備配管改造工事に係る
使用前検査申請書の取り下げについて

平成23年10月14日付け関原発第312号により申請（平成23年12月21日付け関原発第411号、平成24年1月27日付け関原発第453号及び平成28年7月6日付け関原発第185号で申請書の記載内容変更）しました大飯発電所第2号機化学体積制御設備配管改造工事に係る使用前検査申請につきましては、以下の理由により取り下げることと致します。

大飯発電所第2号機については、平成30年3月1日付け関原発第407号をもって電気事業法第27条の27第3項の規定に基づく発電事業変更届出を経済産業大臣殿に対して行い、平成30年3月1日付けで廃止となりました。また、平成30年11月22日付け関原発第411号をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項の規定に基づく発電用原子炉施設廃止措置計画認可申請を原子力規制委員会殿に対して行い、2019年12月11日に認可されました。

これに伴い、前記使用前検査申請における検査未了設備は、廃止措置段階において機能を維持すべき設備に該当しないことから、前記使用前検査申請について取り下げることと致しますので、よろしくお取り計らい願います。